

四国中央市飲食店等経営維持応援事業



5/20 対象となる業種が追加されました

新型コロナウイルス感染拡大によって大きな影響を受けている市内飲食店事業者などの経営の維持を図るため、事業の継続に意欲のある事業者に対し、市内店舗等で勤務している従業員数に応じて応援金を支給します。

5月20日、**理容業者、美容業者、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所、柔道整復施術所、密接不可避業者（エステサロン・ネイルサロン・整体等）**を対象業種に追加しました。

<対象となる事業者> 下記の全ての条件を満たす中小企業者（個人事業主を含む）

① 市内に事業所、店舗を構える事業者であること

- ・法人の場合：四国中央市に本店があるもの
- ・個人事業主の場合：四国中央市に住民登録があるもの



② **飲食業者（飲食店営業、喫茶店営業）、タクシー業者、運転代行業者、クリーニング所（取次店を除く）、旅行業者、旅館業者、酒類販売業者、食肉魚介類販売業者、水産加工業者、冠婚葬祭業者、生花販売業者、製茶業者、野菜果物販売業者、理容業者、美容業者、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所、柔道整復施術所、密接不可避業者（エステサロン・ネイルサロン・整体等）**

※飲食業者については、専ら飲食の用に供する常設の客席（休憩の用を兼ねる客席を除く。）を備えた店舗に限る

③ 令和2年4月16日時点及び申請日時点において上記の業種を営んでいること

④ 令和2年3月31日まで納期の市税の滞納がないこと（コロナ特例の徴収猶予は除く）

<従業員数算定の対象となる期間>

令和2年1月～12月のうちいずれか1ヵ月

<支給額>

| 従業員数（人） | 支給金額 |
|---------|-------|
| 1～4 | 15万円 |
| 5～9 | 20万円 |
| 10～19 | 30万円 |
| 20～29 | 50万円 |
| 30～49 | 80万円 |
| 50～ | 100万円 |

<従業員数の算定方法>

- ・ **正規雇用（雇用保険加入者）**を1人、**非正規雇用（パート・アルバイト・派遣労働者などのうち月40時間以上勤務している者に限る）**を**0.5人**とします。事業所の代表者（雇用主）も1人とします。
- ・ 市内に複数の店舗を運営されている事業者は、市内店舗で勤務する従業員を合算して申請してください。
- ・ 従業員数の合計の小数点以下の値は切り上げて算定します。

<申請書類> 下記①～⑥はすべて必要 + 条件に応じて ⑦ または ⑧～⑩

の書類揃えていただき、ご確認の上申請してください。

- ①申請書
- ②誓約書
- ③市税の納付状況確認同意書
- ④申請時の必要書類チェックリスト
- ⑤従業員名簿（市内店舗に勤務する人全員）

・市ホームページで書類のダウンロードや記入例の確認ができます。市内の各窓口センターでも入手できます。

【注意！】

- ・押印にシャチハタ等のスタンプ印不可
- ・こすると消えるボールペン不可

⑤に添付するもの：給与明細・給与台帳・出勤簿の写しなど（全員分）

⑥申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等、住所・氏名・生年月日が確認できるもの）

飲食業者等激励給付金（10万円）を受給しましたか？

「はい」の方

- ⑦四国中央市飲食業者等激励給付金支給決定通知書の写し
（右記⑧～⑩の書類を省略可）



「いいえ」の方

- ⑧各業種の営業許可証・認定証など
（詳細は④（チェックリスト）をご参照ください）
- ⑨営業の実態が確認できるもの
（直近の確定申告書の写し等）
（詳細は④（チェックリスト）をご参照ください）
- ⑩店舗等の内観・外観写真 各1枚

<申請方法> ※感染症の拡大防止のため、原則として**郵便申請**をお願いします。

郵送先 〒799-0497
四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市産業支援課応援金係

申請期間 令和3年3月1日（月）～令和3年7月30日（金）（当日消印有効）

※虚偽の申請、不正が発覚した場合は支給の決定を取消し、支給額を返還していただきます。ご承知おきください。

【問い合わせ先：産業支援課 28-6186】